

「保護司の適任者確保について」議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：令和3年1月20日(水)13:30~15:30
2. 場 所：チサンホテル宇都宮
3. 登壇者：
法務省保護局長 今福章二
宇都宮保護区保護司会 会長 下妻久男
足利保護区保護司会所属保護司 石関ま里子
小山保護区保護司会所属保護司 館野清
一般社団法人とちぎ市民協働研究会 代表理事 廣瀬隆人
宇都宮保護観察所長 猪間徳子
栃木県保護司会連合会 会長 安藤良子

(プログラム)

1. 開会挨拶（行政説明）～我が国の更生保護制度の概要～ 今福章二
2. パネルディスカッション 「保護司の適任者確保について」
パネリスト 下妻久男/石関ま里子/館野清
コメンテーター 廣瀬隆人
ファシリテーター 猪間徳子
3. 講演 『「保護司の担い手確保を目指して」～地域づくりでは、どのように担い手を育成してきたのか～』 廣瀬隆人
4. 閉会挨拶 安藤良子

* 敬称略・順不同

1. 開会挨拶（行政説明）

本日は、地域で犯罪や非行をした者の立ち直りを支援する保護司をテーマにシンポジウムを開催します。犯罪や非行をした者の多くは、刑務所等の矯正施設に入所する場合であっても、いずれは釈放等され地域社会に戻ってきます。かつての過ちを反省し、立ち直りを決意して地域社会に戻っても、住む家や仕事、お金が無い、誰にも相談できないといったような状況が生じると、再び犯罪や非行をしてしまう可能性が高まります。彼らが再び過ちを繰り返さないためには、周囲の人が寄り添って支えることが必要です。このように、犯罪や非行をした者を地域の一員として受け入れ、立ち直りを支えていくことで、新たな被害者を生まない、新たな加害者も生まない、安全安心な社会を築いていく活動が、更生保護です。

我が国の更生保護制度は、地域のボランティアである保護司によって支えられています。

しかし、保護司の数は年々減少しており、保護司の適任者を確保することは急務であると言えます。今回のシンポジウムでは、保護司の魅力を多くの方に理解していただき、なり手確保の方法を共に考えていただけたらと思います。

2. パネルディスカッション

① 猪間

栃木県においては、保護司の充足率（定数に占める現員数）が全国平均を下回っている上に、平均年齢が全国平均を若干上回っており、70歳以上は3分の1を超えています。保護司の適任者の確保は全国的な課題ですが、栃木県では特にこれから多くの保護司が定年を迎えて退任されるので、新たななり手を確保していかなければ、危機的状況に陥る可能性があります。他方で、保護司の実情は一般の方にはほとんど知られていないと思いますので、パネリストの皆さんには、保護司になって大変だったこと、活動の面白さや魅力、保護司になったきっかけや適任者確保のために行っている取組などをお話しいただきたいと思います。

② 下妻

保護司は他人のために役立つ充実感、やりがいを感じられる活動です。私は10代半ばの少年から70歳を超える方まで幅広い人たちを担当し、印象に残っている方も多いです。その中でも知人の息子さんを刑務所入所中から出所後の保護観察まで担当したことが印象深く記憶に残っています。

また、保護司には、サラリーマンや自営業、教員、警察、お坊さんなど色々な職業の方から、保護司同士のやりとりから世界が広がったことは大きな収穫です。なり手の確保には、保護司自らが楽しく活動することが必要だと思います。活動を通じて保護司自身が生きがいややりがい、誇りを感じ、楽しく明るい保護司会を実感できるよう、協力して進めることが大切だと思います。

③ 石関

担当した人が立ち直ってくれた時はとても嬉しく思います。これまで20名ほど担当し、その中には、残念ながら再犯や再非行をした人もいましたが、失敗を繰り返しながらも立ち直り、現在は真面目に社会生活を送っている人たちもたくさんいます。

自宅に保護観察対象者を招くなど、事件担当に不安を感じられている方もいらっしゃるでしょうが、最近では、保護司の地域活動の拠点である「更生保護サポートセンター」の活用等も進み、保護司が自宅で保護観察対象者と面接しなければならない状況は改善されつつありますし、また、サポートセンターが設置されたことで、保護司同士の協力体制が強化されてきていると思います。

私は、保護司になって最初からうまく活動できるわけではなく、知識や経験を積み重ねて

いく中で、自分なりの活動の仕方がわかってくるものだと思っています。私自身、今現在もまだまだ試行錯誤の最中です。ですから、心ある方は是非一步踏み出して保護司になっていただきたいと思います。

④ 館野

小山保護区保護司会野木支部は、“社会を明るくする運動”の7月の強調月間では30万本のひまわりが咲くイベント会場で更生保護を啓発するチラシ配りをしています。互いの顔が見える活動を通じて保護司同士の交流が深まり、地域との結びつきや新たな出会い、人間関係が生まれ、安全安心な地域社会をつくるという保護司の重要な役割を改めて認識し、それが保護司としてのやりがいや魅力につながっています。私は元々地方公務員で、保護司会の担当部署にもいました。今後、地方公務員の退職に合わせて保護司就任への働きかけができる仕組みづくりをしたいと思います。

⑤ 廣瀬

保護司の活動は、何かを解決するよりも、むしろ一緒に悩む事に意味があり、人生の伴走者になっていくという流れを感じることができました。また、パネラーのお三方が、保護司の活動が自身の成長に繋がっていくという振り返りをされていることが印象的でした。

なり手確保の取組については、三つ、気づきがありました。

まず、民生委員や自治会役員の人たちに保護司もしてくれないか頼むと、成功率が高いのではないのでしょうか。自分の友達や知人を誘うことが地域づくりの原点です。

次に、不安を抱かせないこと。足利のサポートセンターのように、不安を独りで抱え込まなくていい、相談できる人はたくさんいる、保護司が集まって情報交換し助け合っていることを伝えることには効果があると思います。

最後に、地元の祭り、イベントなど地域活動に丁寧に参加すること。保護司という存在がいること、楽しそうに活動している印象を与えられると思います。

3. 講演

地域社会の担い手を確保するためには、社会の変化に見合う制度設計が必要だと考えています。保護司会は地域づくりを推進する団体なんだ、ということをもっと前面に出してもいい。地域の祭りやイベントに積極的に参加し、人のつながりを作る中で、担い手の確保ができるのではないのでしょうか。そして、具体的な活動内容を分かりやすく説明する手段を多様に持つことです。保護観察だけではなく、日頃の犯罪予防の活動などを前面に出していく。そして、広報を通じて、保護司になることへの不安を解消していくことが大事だと思います。さらに、保護司の地域活動に子供・若者をまきこむことができれば、自分もあのような保護司になりたいと思う若者が生まれてくるきっかけにもなるのではないのでしょうか。

4. 閉会挨拶

保護司を取り巻く環境は大きく様変わりし、平成 28 年に再犯防止推進法が制定され、地方公共団体の責務や役割が明文化されました。保護司の存在や役割が裏方から表舞台に移り、社会的役割を全国発信し訴えるまでになりました。全国の皆さまと課題を共有し、学ぶチャンスを頂いたことに心から感謝します。

以上